

2015年度 公益財団法人ノエビアグリーン財団 助成事業 応募要領

1. 助成の趣旨

児童、青少年の健全な育成や、スポーツの発展、普及に寄与するものです。

2. 応募資格

【A】児童、青少年の健全育成の向上を目的とした体験活動、およびスポーツの振興に関する事業を積極的にを行い、または奨励している団体※。

【B】将来、世界大会やオリンピック出場を目指すアマチュアスポーツ選手(18歳以下)。

※団体の要件は次の通り。尚、申請については1団体につき1事業のみとします。

(1) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人のいずれかの団体

(2) 上記以外の団体であって以下の要件を備える団体(特定非営利活動法人など)

- ・定款、寄附行為に類する規約等を有すること
- ・団体の意志を決定し執行する組織が確立していること
- ・自ら経理し監督する等会計組織を有していること
- ・団体活動の本拠としての事務所を有すること
- ・設立後、3年以上の活動実績を有すること

3. 助成金額および助成対象期間

(1) 年間の助成件数および各々の助成金額は、選考委員会において決定します。1件ごとの助成金額は、活動内容によって異なり、1件あたり上限100万円とします。

(2) 助成対象期間は、2016年5月1日から2017年4月30日までの1年間とします。

4. 助成金の使途費目

原則として交付対象事業における直接活動費のみ対象。(主に、大会・体験活動運営費、講師・審判等への謝礼、スポーツ用具など必要備品費、遠征費等)

※協賛金やそれに類するものは対象外です。

5. 応募手続

(1) 申請書用紙の入手

当財団ホームページの該当ページ(<http://www.noevirgreen.or.jp/grants/index.htm>)より、応募要領、申請書、同意書(【B】のみ)をダウンロードしてください。

(2) 申請書記入方法

当財団所定の申請書をダウンロードし、パソコンで記入、もしくは印刷し、ボールペン、黒ペン等で記入してください。

- ・ホッチキスの使用不可
- ・両面印刷不可
- ・資料一式はクリップで留め、クリアファイル(A4サイズ)に入れてください。

(3) 提出書類

【A】でご応募の場合

- ・助成申請書【A】(当サイトよりダウンロードしてご使用ください。)
- ・定款または謄本(貴団体を証明する書類) ※謄本は原本の提出をお願いします。
- ・直近の決算書(貸借対照表及び損益計算書)

【B】でのご応募場合

- ・助成申請書【B】(当サイトよりダウンロードしてご使用ください。)
- ・保護者の同意書(当サイトよりダウンロードしてご使用ください。)
- ・住民票(ご本人確認のための書類) ※原本の提出をお願いします。

※【A】【B】ともに提出書類の不足や不備があった場合は、無効となりますのでご注意ください。

(4) 応募期間および応募方法

応募期間:2015年12月1日(火) ~ 2016年2月29日(月) <当日消印有効>

当財団所定の申請書に必要事項を記入し、提出書類を同封して当財団宛に郵送してください。

持参やFAX・e-mailでの送付を受理していませんのでご注意ください。

(5) 提出書類の郵送先およびお問い合わせ先

〒104-8208

東京都中央区銀座7-6-15

公益財団法人ノエビアグリーン財団

TEL:03-5568-0305 9:00~17:30 (土日祝日・年末年始除く)

e-mail: info@noevirgreen.or.jp

※ご記入いただいた情報は、申請書の取り扱いのために利用いたします。

※年末年始の休日は、2015年12月31日(木)から2016年1月3日(日)までとなります。

6. 助成の決定

選考結果は、当財団ホームページでの採択者の発表(4月中旬)をもって審査結果の通知と代えさせていただきます。また採択者には、メールにて助成金交付決定のお知らせと併せて、今後の手続きについてご連絡いたします。

7. 助成金の交付時期

2016年5月に全額交付します。

※助成金の振込みは、「円口座」以外は対象となりませんのでご注意ください。

8. 活動経過等の報告および報告書の提出

- ・助成金交付後、半年後を目安に口頭(電話)またはメールにて活動の進捗を報告していただきます。
- ・助成対象期間中、必要に応じてイベントや大会、練習など、当財団の事務局員が現地を訪問し、見学させていただく場合があります。
- ・助成期間終了後2ヶ月以内に、領収書など必要書類を添付の上、成果報告書を提出していただきます(指定書式)。

9. 個人情報の取り扱い

当財団は、申請者および採択者の個人情報については、本助成選考及び助成の目的にのみ使用いたします。また、採択者は、氏名・団体名・活動内容等を当財団関連の印刷物やサイトに公開させていただきます。

10. 助成の停止規定

次の各号のいずれかに該当する場合、助成を停止し、助成金を返金していただきます。

1. 申請書類記載事項に虚偽があることが判明したとき
2. 助成を受けるものとして不適当な行為や事実が判明したとき
3. 助成金を目的以外の用途に使用したとき
4. 活動の中止または廃止の申請があったとき
5. 活動の報告が行われない場合、また活動が助成対象期間内に行われないとき
6. 死亡・傷病のため活動が行えないとき
7. 活動内容が採用時点の計画から大幅に逸脱するとき